

## 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について

自然災害等不可抗力により、一部試験地等において試験を中止せざるを得ない状況について、あらかじめ受験者皆様における、予見可能性を確保していただくため、次のとおり規定し、対応することとしています。

一部試験地において、自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合があります。その場合は当該試験地における再試験は実施しません。また、当会は、受験者の当該事由に起因する費用を補償する責を負いません。（受験手数料については、令和2年度技術士第二次試験受験申込み案内18頁をご確認下さい。）

なお、当会は、当該中止を自然災害等による不可抗力免責事項に相当すると解します。

### 【 試験実施に関する情報提供 】

試験実施に関する情報は、試験実施日の7日前から当会ホームページに掲載します。

自然災害等の不可抗力による試験中止については、原則※として、試験実施日の2日前までに当会ホームページに掲載します。

また、試験開始時間の繰下げ措置についても上記と同様に情報提供いたします。

なお、試験中止の判断の基準は、下記（試験中止の判断基準）をご参照下さい。

※ 試験前日又は当日に、下記判断基準①～④の事象が発生した際には、その時点で試験中止の決断をする場合があります。

### （ 試験中止の判断基準 ）

以下の①、②、③及び④を基準として総合的に判断いたします。

- ①当該試験地を含む市区町村において「警戒レベル3」（注1）以上が発令されている場合
- ②当該試験地を含む市区町村における公共交通機関事業者から試験当日等移動時間帯について計画運休の可能性が情報提供されている場合又は計画運休が決定されている場合
- ③試験地・試験会場を含む地域において、自然災害（注2）が発生して、当日の試験実施が困難であると認められる場合
- ④試験会場における火災等、試験会場又はその周辺地域において不測の事態が発生し、試験実施が困難であると認められる場合

（注1）避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月内閣府（防災担当））における警戒レベル

（注2）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（被災者生活再建支援法第二条第一項で定義）をいう